

令和7年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月6日）

○出席議員

3番 金 森 恵美子

4番 川 端 順

5番 尾 野 浩 士

6番 鎌 田 寛 司

7番 村 田 茂

8番 川 田 修

9番 板 東 絹 代

10番 立 井 武 雄

11番 米 田 利 彦

12番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
民生部長	山下真穂
教育次長	谷本富美代
税務課長	藤田弘美
会計管理者	佐藤友美
チャレンジ課長	袴田智香
危機管理課長	山口高史
環境センター所長	飯田雅章
産業環境課長	河野歩美
建設課長	永井義猛
上下水道課長	田村佳裕
福祉課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子
住民課長	松下理恵
社会教育課長	近藤拓司
保健相談センター所長	三木幸枝
総務課長代理	川田浩二
学校教育課長代理	東條倫也

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	小松美佐

令和7年松茂町議会第2回定例会会議録

令和7年6月6日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

金 森 恵美子 議員

- (1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証とマイナンバーカードの
一体化について

川 田 修 議員

- (1) 週休2日実施工事の発注について

板 東 絹 代 議員

- (1) 空き家対策の問題について

立 井 武 雄 議員

- (1) オーバードーズに対する薬物乱用防止教育について

川 端 順 議員

- (1) 部活動の地域移行について

村 田 茂 議員

- (1) 熱中症対策としての指定暑熱避難施設について

日程第2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 1号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 2号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 3号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第7号）

日程第3 議案第32号 動産の買入れについて（軽トイレカー）

日程第4 議案第33号 動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）

日程第5 議案第34号 広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について

日程第6 議案第35号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第7 議案第36号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部

を改正する条例

- 日程第8 議案第37号 松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第38号 松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第39号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第41号 令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

令和7年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月6日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和7年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　おはようございます。今日は朝から暑い中、議員の皆様、また、理事者、職員の皆様、傍聴の皆様も参加いただきありがとうございます。

本日は一般質問の日となっております。質問される方、また、答弁される方、簡潔明瞭に、また第三者の方にその内容が分かりやすくなるような対応をお願いできたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長【佐藤道昭君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました3番金森恵美子議員をお願いいたします。

金森議員。

○3番【金森恵美子君】　おはようございます。議長の許可が出ましたので、質問をさせていただきます。初めに早朝より傍聴にお越しいただきまして、お礼を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が設立し、2016年1月1日よりマイナンバー制度が導入されました。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。総務省のデータによると2025年2月末時点の保有数は約9,700万枚で人口の約78%を占めており、都道府県別で見ると人口に対する保有枚数率は、宮崎県が84.4%と一番高く、沖縄県

が66.6%程度にとどまっているのが現状となっております。そのうち徳島県では76.5%となっております。

マイナンバーの交付が始まった当初は交付枚数が伸び悩んでいましたが、現在では人口の約8割が保有しており、順調に普及率を伸ばしていることが伺えるところであります。社会保障と税負担の公平性の実現、行政の利便性向上、運用効率化等、安全・安心なデジタル社会の基盤構築に向け、自治体によるマイナンバーカードの普及率の取組は今後ますます活発化するとされております。

そこで質問の本題に入りたいと思います。

質問事項として、国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証とマイナンバーカードの一体化についてお尋ねをいたします。

令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなりました。国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者証においても、今まで使われていた従来の保険証が新規に発行されなくなり、それ以降、病院にかかるにはどうしたらいいのか不安に思われている方も少なくありません。この制度改正で医療の手続がどのように変わるのか、また、どんな準備が必要なかが今後大きな課題として考えられるところであります。マイナ保険証があれば、この1枚で病院や薬局での診療や処方を受ける際に必要な手続が簡略化でき、従来の紙の保険証を持ち歩く必要がなくなるだけではありません。

具体的な3つのメリットとして、1つ目はよりよい医療を受けられるということです。情報共有されることで医療の質が向上し、複数の病院を利用される方にとってはとても大切なポイントとなります。

2つ目のメリットは、救急現場でも使えるということです。意識がない等の状況では、本人の医療情報を確認することが難しいことがあります。マイナンバーカードを使うことにより、過去の診療情報やお薬情報を見られるため、搬送中の適切な応急処置や病院の選定等に活用され、救急医療の質が向上されるというものです。

3つ目のメリットは、手続なしで高額医療の限度額を超える支払いの免除です。現在は医療費が高額になった場合、限度額までの支払いに抑えるためには、保険証とは別に限度額適用認定証が必要となり、限度額適用認定証は事前に申請しておく必要があります。しかし、マイナ保険証を使えば限度額適用認定証がなくても自動的にその場で限度額までの支払いに抑えることができます。例えば、急な入院や治療が必要な際でも手間なく支払いが抑えられ、安心となります。

マイナ保険証をまだ持っていない方がいます。特に高齢者の方で手続の不安な方もおられます。現在の保険証は令和7年7月31日までの有効期間となっております。8月1日以降の対応として、マイナ保険証をまだ持っていない方には資格確認書という書類が発行されます。資格確認書を持っていれば保険証の代わりとして医療を受けることができます。後期高齢者医療保険については、令和7年7月31日までに暫定的にマイナ保険証を持っている方にも資格確認書が発行されるので、どちらを持っていたとしても引き続き医療を受けることができます。マイナ保険証を持っていなくても、たちまち医療が受けられなくなることはありませんが、不安を払拭するための周知をしっかりと行っていくことが重視されます。

ここで伺いをいたします。

マイナ保険証を取得しようとする人の具体的な準備として、マイナンバーカードを取得し、その後、マイナ保険証の利用登録を行う手順となりますが、現時点における松茂町のマイナ保険証の普及率と資格確認書発行数を教えてください。また、マイナ保険証の取得後のトラブルについて、解決に向けた対応策等、どのような業務体制を図っているのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 金森議員ご質問の国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証とマイナンバーカードの一体化についてご答弁申し上げます。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする体制に移行したことで、従来の紙の保険証は新たな発行を停止しております。12月2日以降の国民健康保険の新規加入者においては、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを発行しており、後期高齢者医療保険においては、マイナ保険証の有無にかかわらず全員に資格確認書を発行しております。

資格確認書とは従来の保険証の代わりとなるもので、資格情報のお知らせとはマイナ保険証にひもづけされている保険資格の情報を紙に印刷したものです。現在は従来の紙の保険証も使用できる併用期間ですが、議員のおっしゃるとおり今年の7月末をもって有効期間が終了し、使用できなくなります。こうしたことから国民健康保険の被保険者の方へは、7月末までにマイナ保険証の有無に応じて資格確認書または資格情報のお知らせをお届けする予定です。また、後期高齢者医療保険の被保険者の方へは、令和8年7月末までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無にかかわらず全員に資格確認書をお届けいた

します。また、これらのことについては、広報まつしげ7月号にも記事の掲載を予定しております。

さて、議員ご質問の松茂町のマイナ保険証の普及率と資格確認書発行数についてでございます。

国民健康保険におきましては、マイナ保険証登録率は3月末の状況が最新で68.22%でした。資格確認書については、発行開始から令和7年4月末までの5か月間で、新規加入者191人のうち98人に発行いたしました。後期高齢者医療保険におきましては、マイナ保険証登録率は1月末の状況が最新で64.94%、資格確認書は全員に発行しているため、新規加入者101人と同数が発行数となります。

次に、マイナ保険証取得後のトラブルについては、国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに町でのマイナ保険証を理由とするトラブルは現在のところ特にはございません。医療機関ではカードの読み込みができない等のトラブルがあると一部報道がありましたが、国民健康保険においては資格情報のお知らせをマイナ保険証と併せて提示することで、また、後期高齢者医療保険においては資格確認書のみの提示で受診が可能です。また、ご自分が決めた暗証番号をお忘れの場合は住民課のマイナンバーカード総合窓口で再設定が可能となっておりますので、手続についてはご相談ください。

その他、これから全国的に多くなるトラブルとして考えられるものは、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにより、医療機関で健康保険の資格確認ができないというものです。電子証明書はマイナンバーカード発行から5回目の誕生日で有効期限を迎えます。もし、有効期限を過ぎてしまっても3か月以内であればマイナ保険証として健康保険の資格確認は可能で、すぐに保険診療が受けられなくなるわけではありませんが、診療情報等の提供が不能となり、議員がおっしゃられた、「よりよい医療を受けられる」、「救急現場での利用」といったマイナ保険証のメリットはなくなります。

電子証明書の有効期限が切れて3か月が経過した後は、オンラインで資格確認もできなくなるため、マイナ保険証での受診はできなくなります。マイナ保険証を利用するためには、電子証明書の更新をした上で有効期限が切れて3か月以上の場合は、再度保険証としての利用登録が必要となります。電子証明書の更新については手続忘れを防止するため、有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書を送付しております。手続は住民課のマイナンバーカード総合窓口で有効期限の3か月前から受け付けておりますので、お早めの更新手続をお願いするところです。

マイナ保険証は国を挙げての施策であり、議員のおっしゃられたようなメリットがございます。町はこれからもホームページや広報まつしげ等でマイナ保険証について周知してまいります。

以上で金森議員への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○3番【金森恵美子君】 答弁いただきありがとうございます。

マイナンバー制度導入後は就職、転職、出産育児、年金支給、そして災害等多くの場面で個人番号の提示が必要となっております。その際、通知カードであれば運転免許証や旅券等ほかの本人確認が必要になりますが、マイナンバーカードがあれば1枚で番号確認と本人確認が可能となることから、携帯電話と同様、国民一人ひとりがマイナンバーカードを持つ時代はそう遠くないと思います。

今後、ほかにもマイナンバーカードの利用活動の範囲はどんどん広がっていきます。マイナンバーカード制度における制度説明や安全対策等の個人情報是一元管理するのではなく、従来どおり各情報は分散して管理されることと思います。長寿化が進む我が松茂町においても重要なテーマであることから、次回の温存質問と続けさせていただきます。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました8番、川田議員にお願いいたします。

川田議員。

○8番【川田 修君】 おはようございます。議長から許可がございましたので、私から町の行政に関する一般質問をさせていただきます。

松茂町の建設行政について質問をします。

私は51年前に大学を卒業すると同時に町内の建設会社に入社し、今勤めている生コン会社に入社するまでの約40年間、町内の建設会社に勤務をしておりました。県内の他の市町と比較して決して建設行政が進んでいる町とは言えませんでした。平成10年以降については、それなりに進化をできてやれているなど思うようになってきました。

さて、国や県、市町村等で四国内の発注機関で構成する四国地方公共工物品質確保推進協議会は2025年度の活動方針として、施工時期の平準化や工事の週休2日に取り組むとしています。特に公共工事については、土日の現場閉所、そして、休日の質の向上を目指すとしております。県と市町村を合わせた四国島内の99の地方公共団体のうち、実施

に向けて検討するという事で、一番遅れているのは9市町だけでございます。全ての工事で実施しているのが4つの県と25市町村です。一部の工事で実施をしているのが61市町村です。なぜ松茂町が「実施に向けて検討する」とし、一番遅れている9つの市町に入っているのでしょうか。

徳島県では海部郡に1町、板野郡内に松茂町のほかに1町と合計3町でございます。週休2日工事を全くしないのはこの3町だけなんです。1992年から公立学校は週休2日となって以降、民間の中小企業でも週休2日が当たり前になってきています。しかしながら、建設業界や運輸業界はこの流れに取り残されています。国土交通省は建設業の担い手不足解消のため、現場の土日閉所を発注機関や建設業者に呼びかけてきました。松茂町の対応がなぜこのように遅いのでしょうか。そして、今後の取組方針を質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 川田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員ご認識のとおり四国内の国、県及び市町村等で構成する四国地方公共工物品質確保推進協議会では、地域建設業の働き方改革の推進と担い手の育成確保を目指し、全工事週休2日に取り組んでいるところであります。協議会の会員である本町も週休2日工事の導入に向けた検討を行ってまいりました。週休2日工事を導入しますと工期を延ばす必要があることから、道路工事であれば交通規制のさらなる延長による周辺住民への影響、用排水路の工事では台風や大雨の発生時期を避けた11月以降の非出水期に着工することから、これまでは年度内に工事が完成していたものが、今後は年度内に工事が完成せず、翌年度に繰り越すこと等が想定されます。また、費用面におきましても労務費や現場管理費等に数パーセントの補正係数を乗じて工事費を算定しますので、工事費の増額が見込まれます。

このように週休2日工事の導入は本町事業に与える影響が大きく、他の自治体の取組状況を踏まえながら慎重に検討しておりましたことから、議員ご指摘のとおり、令和7年度、週休2日工事の取組が実施に向け検討するという方針になったものでございます。しかしながら、建設業界における担い手不足の問題はより深刻になっており、建設業界を若い世代にとって魅力的な職場にすることが求められております。そこで、本町としても令和7年度、建設課が発注する工事の中から週休2日工事を試行的に実施し、課題となる点を検証した上で、順次、その他の工事にも適用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、先ほど申し上げましたが、週休2日工事を導入しますと工事費の増額が見込まれますので、予算面、工期の面におきましても、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、川田議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○8番【川田 修君】 ご答弁ありがとうございました。

慎重には検討しておりましたが、一応本年度につきましては、試行的に1件発注してみて、その様子を見てみる、検討してみるというようなことをございますので、取りあえず試行工事としてやって、また来年度から順次拡大していただくことをお願い申し上げます。

それと、一般質問締切り後の6月3日の建通新聞に品質確保の協議会を出しております活動方針のうちの週休2日と、もうひとつの施工時期の平準化についての記事が出ていて、松茂町の立ち位置というのも出ておりましたので、関連した質問にはなりますが、通告はきちんとできておりませんので、できましたら答弁をお願いしますが、できなければ常任委員会等で答弁いただいても結構でございます。

それにつきましては、読み上げますと、国土交通省と総務省は2023年度公共工事の施工時期の平準化状況をまとめたということでございます。この平準化率は一般に閑散期と言われる4月から6月期の平均工事稼働件数を年間の月平均の工事稼働件数で割った数値、1に近づくほど平準化が進んでいるということでございまして、松茂町の場合が0.35、板野郡のもう一つの町が最下位で0.32ということで、びり争いをしております。

ちなみに県全体では0.8、徳島市が0.72、鳴門は0.58、こんなふうに並んでいるような状況でございます。松茂町が下から2番目ということで、どうしてこういうような状況が起きているのかということが私も十分理解できませんので、そこら辺をご説明、ご答弁いただけたらお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 川田議員の再問にご答弁申し上げます。

施工時期の平準化は年間を通して安定的に工事量を確保することで建設業者の経営の健全化等に寄与し、工事に従事する方の就労改善につながるもので、週休2日工事と同様に取り組まなければならないと考えております。国費を活用しての施工や周辺環境との調整

が必要となりますことから、課題となる点を検証した上で取組を進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

繰り返しとなりますが、予算面、工期の面におきましても、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、川田議員、再問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○8番【川田 修君】 答弁ありがとうございます。

松茂町の場合は、補助金等が活用できる工事を優先して工事発注をしていくと、公共工事をするという基本姿勢がございますので、致し方のない面はありますけれども、それは松茂町に限らず他市町においても同じようなことは言えると思います。その中でいかに債務負担の活用であるとか、いろいろ知恵を絞って各市町の公共工事発注担当者は努力をしていると思います。研究を怠ることなく、しっかりと国の施策に沿った形の発注行為ができるよう重ねてお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました9番板東議員にお願いします。

板東議員。

○9番【板東絹代君】 改めまして、皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問は空き家対策の問題についてでございます。空き家問題は全国的な社会問題で、景観や治安、衛生面等に悪影響を及ぼす可能性があります。2023年の住宅・土地統計調査で、徳島県の空き家率が全国ワーストの21.2%となっています。空き家問題の解消に向け、空き家の利活用について考える講演会を開く自治体もあるようです。空き家問題の原因としては、高齢化社会の進展に伴う団塊世代の相続、空き家所有者の管理や活用に関する問題、相続が適切に行われないこと等が考えられます。本町では、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、松茂町空家等対策計画が策定されています。以下についてお伺いします。

1点目、本町の空き家率は全国や県、県内12市町と比較して低い水準となっていました。が、少子高齢化と人口減少が進み、地域における人口及び世帯数の減少、既存の住宅や建築物の老朽化等に伴い空き家の数が増加しています。本町における空き家数、建物の状態、所有者等による管理状況等、空き家の実態調査はどのようにしていますか。

2点目、空き家の中には適切な管理が行われないまま放置されると犯罪に利用される、

火災につながる、ごみの不法投棄場所になる等の懸念があります。また、雑草、害虫、動物の住みつき、樹木の撤去等により、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているようです。苦情や相談は寄せられていませんか。管理不全な空き家の所有者等へどのような措置を取っていますか。

3点目、台風や地震等により屋根材の飛散や倒壊のおそれがあり、周辺住民に対し被害を及ぼす可能性が高い管理不全状態にある老朽危険空き家等の把握はしていますか。特に道路に面した老朽危険空き家は早急に対処すべきと思いますが、どのようにしていますか。

4点目、適切な管理が行われていない空き家等のうち、空き家法第2条第2項に定める特定空家等と認められるものに対してはどのような措置を実施していますか。また、特定空家等にならないようにどのような対処をしていますか。

5点目、空き家が増加する中、地域の空き家情報を集めて移住希望者に仲介する空き家バンクの設置は考えていますか。

以上、5点の質問にご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 板東議員のご質問にご答弁を申し上げます。

空き家は全国的に増加しており、国土交通省の発表によりますと1998年から2018年の20年間で居住目的のない空き家は約1.9倍に増加し、今後も増加が見込まれております。議員ご指摘のとおり管理が不十分な空き家は周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるため、本町においても松茂町空家等対策計画を策定し、空き家対策に取り組んでまいりました。このような中、令和5年12月、増加する空き家に対する対策を強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法が改正されました。また、令和7年3月をもって、松茂町空家等対策計画の計画期間が満了することに伴い、空き家法の改正内容を反映し、引き続き空き家対策を推進するため、空家等対策計画の改定を行いました。

ご質問の1点目、空き家の実態調査は空家等対策計画を改定する基礎資料として令和5年度に実施しております。平成28年に行った前回調査で、空き家と判定した301棟の建物の現状と、前回調査以降に空き家となった建物を外観目視により調査を行いました。調査の結果、空き家と判定した建物は311棟ございまして、前回調査から約3%増加しております。また、空き家と判定した建物は老朽度や危険度によりAランクからEランクまでの5段階に評価を行いました。さらに空き家の所有者等に対し、建物の管理状況等ア

ンケート調査を実施しております。

ご質問の2点目、周辺に悪影響を及ぼしている空き家に対する苦情や相談等本町にも寄せられております。苦情等があった空き家は現地の状況等を調査して、所有者等に対して適正な管理を求める文書を送付しております。令和6年度は14件ございました。

ご質問の3点目にありました老朽危険空き家のイメージで申しますと、実態調査の結果、5段階評価のうち、倒壊の危険性があり、修繕や解体等の緊急度が高い、あるいは極めて高いと評価したDランク5棟とEランク4棟、合わせて9棟がこれに該当すると思われれます。9棟のうち、特に道路に面する等周辺に影響を及ぼすおそれがある5棟につきましては、空き家の所有者等に対して、早急に適正な管理を求める文書を税務課と連携し、本年5月に固定資産税納税通知書に同封し送付いたしました。

ご質問の4点目、空き家法に規定する特定空家等とは、1、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。2、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態。3、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。4、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。以上、4つの状態のいずれかにあると認められる空き家を言います。特定空家等に認定すると所有者等に対し、改善のために必要な助言・指導を行い、併せて除却を支援する補助金制度や土地の固定資産税の減免制度を周知しております。

また、令和5年の空き家法の改正では、管理不全空家等という区分が新設されました。管理不全空家等とは、空き家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなる恐れのある状態を言い、適正な管理を促す措置として管理不全空家等として勧告された場合でも、空き家の敷地に適用されている住宅用地特例の適用がなくなり、土地の固定資産税が高くなる場合があります。このことから、管理不全空家等の新設は空き家を放置させないように所有者等に適正な管理をより強く促すものとなっております。

本町といたしましても、特定空家等となる前の段階で所有者自らにおいて適切な管理が行われるよう取り組んでまいります。

ご質問の5点目、現在、本町では空き家バンクについて、とくしま回帰住宅対策総合支援センターが運営する空き家バンクの活用を勧めております。また、登録された空き家はとくしま移住交流促進センターが運営する移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」においても紹介されております。このウェブサイトは、県内市町村の空き家バンク

のほか、移住支援制度や子育て支援制度等一元的に情報を得ることができ、町のホームページを個別に検索することなく、移住希望者が知りたい情報を効率よく収集ができます。このことから、現在、松茂町独自の空き家バンクを設置する考えはございません。

以上、板東議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○9番【板東絹代君】 固定資産税納税通知書に適正な管理文書を同封し、改善を求めているとのご回答でした。そして、改善が見られない場合は次の段階へと適切な措置を取っているということでした。しかし、空き家状態が長期化すると建物は劣化し、利活用には修繕費が多額を要します。また、倒壊する等、まずは危険な空き家を出さないようにしないといけないと思うのです。

そこで、再問を2問します。

再問1点目は、空き家対策の重要性が高まっているにもかかわらず、体制整備が懸念されます。住民の相談から具体的な活用のアドバイスの対応ができる体制を構築するために、専門知識を持った民間の力を借りるお考えはありませんか。官民連携で積極的なアプローチやアドバイスが住民にとってもメリットがあるのではないのでしょうか。

再問2点目は、本町における管理不全空家等の判断基準、運用基準を明示するのに広報・啓発をどのようにしますか。

2点よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 板東議員の再問にご答弁を申し上げます。

ご質問の1点目、令和5年の空き家法の改正において、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設されました。この制度はNPO法人等を市町村長が指定することにより、公的な立場から空き家対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくというものです。現在、本町では建設課が総合窓口となり空き家全般の相談に応じており、内容に応じて関係団体と連携して対応に取り組んでおります。このことから現在は空家等管理活用支援法人等を導入する考えはございませんが、国や他の自治体等の動向を踏まえ、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、現在、空き家問題に関する情報を1冊にまとめた空き家の手引きを作成し、空き家の所有者に配付しようと準備を進めているところでございます。どのような空き家が管理不全空家等に該当し、行政指導等の対象となるのか判断となる基準を町ホー

ムページに掲載するとともに、手引きの配付に併せて周知ができるよう進めてまいりたいと考えております。

今後は、空き家の所有者等により丁寧に説明し、法改正の趣旨を十分理解していただきながら、これまで以上に空き家の適正管理の協力を促してまいりたいと考えております。

以上、板東議員の再問に対するご答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○9番【板東絹代君】 ありがとうございます。ぜひ、調査研究を進めていってほしいと思います。年々空き家が増加してくると、地域の魅力や活力が徐々に失われていくのを実感するようになってきました。新たな施策として、空き家の手引きを作成するとのご答弁でした。空き家の手引きは空き家の所有者に配付とのことですが、様々な事情により将来は空き家になるかもと不安を持つ住民の方には、急に空き家になってから何をすればいいのか考えるよりも、その前に考えられるように必要に応じて配付の検討をお願いしていただきたいと思います。

今後も空き家の対策強化に取り組んでいただきますようによろしく願いいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました10番立井議員にお願いします。立井議員。

○10番【立井武雄君】 議長の許可が出ましたので、私の質問を始めます。

質問内容は市販薬の過剰摂取、オーバードーズをどう防ぐかであります。2023年12月13日、東京目黒区の小学校で児童2人が持ち込んだ市販薬を過剰に摂取して、緊急搬送されました。翌14日には足立区で大量の市販薬を摂取したと見られる若い女性が意識不明の状態に緊急搬送される等、若い世代を中心に問題となっております。精神科医療施設によりますと、市販薬を主たる薬物とする依存症患者が急増しており、2012年は約3名で2020年には約6倍に増加しているようです。また、薬物依存症の治療を受けた10代患者の主たる薬物は、市販薬が2014年は0%だったのですが、2020年には56.4%に増加しているとのこと。

薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021では、4万4,613名の有効回答がありました。問いとしまして、この1年間にあなたは市販のせき止めや風邪薬や痛み止め薬を乱用目的で、これは治療目的ではなく使用した経験がありますかという内容で、過

去1年以内に市販薬の乱用経験があるという高校生は約60人に1人の割合でした。

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部心理社会研究室によると、市販薬の乱用経験のある高校生の特徴としましては、1、男性より女性が多い。2、生活習慣での特徴は、睡眠時間が短い、朝食を食べない頻度が高い、インターネット使用時間が長い。3、学校生活での特徴は、学校が楽しくない、親しく遊べる友人や相談できる友人がいない。4、家庭生活での特徴は、親に相談できない、大人不在で過ごす時間が長い、家族との夕食頻度が少ない。5、コロナ禍による自粛生活に対するストレスが高い等が挙げられております。

市販薬の乱用、依存に関する予防教育とは、1、教科としての予防教育で、保健体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、飲酒、喫煙、薬物乱用（特に違法薬物が中心）に関する学習が中心であり、学習指導要領が更新されるのは10年ごとで、乱用の実態に教科書が追いついていない状況であります。2、薬物乱用防止教室で、学校薬剤師、警察、薬物乱用防止指導員、保健所職員等が実施しています。市販薬の乱用、依存に関する予防教育は各学校に配置されている学校薬剤師さんが薬物乱用防止教室の中で実施しております。高校生では約60人に1人の割合で市販薬の乱用経験があるとされている結果からすると、2025年3月31日現在、松茂町の16歳から18歳の人口の内訳としては、男性202人、女性202人、計404人で市販薬の乱用経験があると推測される人数は約7名と推計できます。

そこで質問です。高校に行くまでに松茂町の小中学校の学校教育において、薬物乱用防止のためどのような予防教育をしていますか。答弁によりましては、再問いたします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 立井議員ご質問のオーバードーズに対する薬物乱用防止教育についてご答弁を申し上げます。

議員がおっしゃるように薬物乱用の問題は、青少年の生涯を通じた重要な健康課題でもあります。最近では、薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬、せき止めといった市販薬等を症状を抑える以外の目的で大量に服用するケースが若者に広がっているとされており、医薬品を決められた量を超えてたくさん飲んでしまうことを指すオーバードーズが社会問題となっております。医薬品を本来の目的以外に使用したり、過剰に摂取したりすると様々な健康被害を起こしたり、やめられなくなったりする恐れもあり、心身に悪影響を及ぼし、最悪の場合には死に至る急性中毒を起こすこともあるとされており。特に青

少年期は、依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期でもあり、心身の発育・発達過程にあるため、学校における薬物乱用防止教育は極めて重要であります。

さて、議員ご質問の本町における薬物乱用防止に関する学校教育の取組として、2点申し上げます。

1点目ですが、薬物乱用の有害性・危険性等については、学習指導要領において小学校では体育科、中学校、高等学校では保健体育科において、全ての児童生徒が履修することとなっております。薬物乱用が健康に与える影響等につきましては、小学校高学年から学習を始めており、中学校では、薬物乱用により依存症状が現れ、様々な障がい起きること等を学んでおります。

2点目ですが、政府は令和5年8月には、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標の一つとして掲げており、そのための取組の一つとして、薬物乱用防止教室について、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実を図るため、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域情勢に応じて小学校においても開催に努めることが挙げられております。

この薬物乱用防止教室については、警察や保健所等の関係機関より薬物等に関する専門知識を有する講師を招き開催しております。その内容は、小学校では、小学6年生を対象に、中学校では、中学1年生を対象に年1回開催し、児童生徒が薬物の有害性や開始要因等の知識や法令遵守といった規範意識のみならず、自尊心を高めることや誘いへの対処、ストレス対処、意思決定等の様々なスキルを身につけることを学んでおります。このように学校教育活動全体を通じて薬物乱用防止教育に取り組んでいるところでございます。

学校における薬物乱用防止教育では、子ども達が薬物乱用に巻き込まれることのないよう働きかけることが求められており、子ども達が自らこうした問題に毅然と向き合うことができるようにするため、学校や地域社会が一体となって対応していくことが非常に重要であることから、今後も引き続き関係機関と連携し、医薬品の適切な使用を含めた薬物乱用防止教育の充実に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○10番【立井武雄君】 よく理解できる答弁であり、再問はいたしません。

以上で私の質問を終わります。

○議長【佐藤道昭君】 議事都合により、場内の時計で11時5分まで小休いたします。

午前10時55分小休

午前11時05分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました4番川端議員にお願いいたします。

川端議員。

○4番【川端 順君】 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問内容は部活動の地域移行についてです。私が徳島に帰ってきまして7年がたちました。県教育委員会の方から依頼を受け、2018年から2022年までの5年間で徳島県の中学校37校、高校14校で野球指導を行いました。感じたことは部員数が少ないこと、中学校に至っては2校か3校で合同チームをつくっている状態です。各先生方の話からスポーツだけでなく、文化芸術・科学等の部活動の人数も少ない現状を知ることになりました。そして専門的な指導を行う教員も少なくなってきました。私は現在、松茂中学校の野球指導を行っていますが、部員は少なく、その年により合同チームになったり単独チームになったりを繰り返す状態です。

時代が変わり昔の話をするのは失礼だと思いますが、私が松茂中学校の頃、部活動は盛んに行われていました。野球部に至っては板野郡で優勝するのは当たり前で、徳島県でも優勝の常連校でした。そして、私の1つ下のチームは第1回全国中学軟式野球大会で全国優勝していますし、松茂中学校出身のプロ野球選手も県下では一番多く、名門と呼ばれる時期もありました。部活動は子ども達の思春期という大切な時期に感性を磨き、心身を鍛え、社会性や自己肯定感等、その後の人生で大切なものを身につけるとても重要な意義や価値を持っていると思います。私も中学生時代、野球部に所属しておりまして、部活動を通じて大切な時間を過ごし、人間形成をしてもらった一人でもあります。人間力の育成には欠かせない部活動ですが、時代が昭和、平成、令和と移り、先生・指導者の働き方改革、そして少子化等により学校単位での部活運営が困難となってきました。今、公立中学校の部活動が大きな変革期を迎えているのではないのでしょうか。

2023年から国が進める働き方改革の柱の一つが、公立中学校の部活動の地域移行です。国のガイドラインによると、地域の子供達は学校を含めた地域で育てるという意識

の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的整備により、地域の実情に応じスポーツ文化活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであるとあります。公立中学校の部活動を地域団体に移行する国の部活動改革は、教員の負担軽減の必要性や進む少子化にあります。そして、教員の負担軽減だけではなく、生徒がより専門的な指導を受けることができるメリットがあります。

そこで質問いたします。松茂町として、松茂中学校のスポーツ・文化芸術・科学等の部活動の今の現状と今後の方向性をどのように考えているのか、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 それでは、川端議員のご質問に答弁申し上げます。

令和4年12月27日付でスポーツ庁から、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。このガイドラインでは、少子化の進展や働き方改革への対応を趣旨として、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべきであることが示されています。

これまで学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の指導者による指導の下、学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化芸術の振興を担ってまいりました。また、川端議員もおっしゃいましたとおり、心身の成長過程にある中学校の生徒にとって、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と指導者との好ましい人間関係の構築を図り、他者を尊重し、他者と協力する精神、公正さと規律を尊重する態度やおのれを律する心を培い、実践的な思考力や判断力を育むこと。また、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を高める等多様な学びの場、豊かな人間性を育む人格形成の場として意義のあるものでした。

しかしながら、少子化や教員の働き方改革が進む中、これまでどおりの体制で学校部活動を継続していくことは一層厳しくなっております。将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要があり、そのためには、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が重要であると考えております。地域クラブ活動への移行に当たっては、運営する団体の整備、指導者の確保、生徒、保護者の理解、

大会参加の在り方等様々な課題があります。国のガイドラインにおいても、これらの課題に対して、地域の実情に応じた段階的な取組を考え、体験格差の解消も図るよう示されています。

さて、川端議員ご質問の1点目、松茂中学校の部活動の現状につきましては、現在の部活動数は、運動部10部、文化部2部の計12部、部員数は約250名と生徒の約68%が部活動に加入しております。また、国のガイドラインに沿って、部活動における適切な休養日等を設ける必要があるため、平日に1日、土曜日・日曜日の休日に1日、1週当たり2日以上休養日を設け、活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行っております。これら学校部活動の地域移行には急激な環境変化を伴うことから、生徒や保護者への負担を軽減し、指導者の確保を進める観点から、現在、激変緩和措置として次の事業を進めております。

1つ目は、運動部の部活動指導員による指導です。現在は野球部及び女子バスケットボール部の指導を部活動指導員にお願いしております。

2つ目は、指定管理者への競技力向上サポート事業委託による指導です。体育施設の指定管理者に陸上部の指導を委託しております。

3つ目は、文化部の子どもカルチャー教室への生徒の参加です。総合会館で行っている子どもカルチャー教室では、茶道、生け花に中学生が参加しております。

4つ目は、イノベーションラボへの生徒の参加です。マツシゲートのファブスペースで活動しており、ICTを活用した「ものづくり」を行っております。地域の方々の力を借りて、既にこれらの事業が行われています。

川端議員ご質問の2点目、今後の方向性といたしましては、次のように考えております。

1つ目に、運動部の社会体育への移行です。学校部活動以外の時間で地域の指導者が指導を行い、そこへ参加するものです。

2つ目に、(仮称) マルチクラブの設置です。1つのスポーツだけでなく、複数のスポーツを体験することができる取組です。また、文化部の町が取り組む文化的事業や講座活動への参加を推進します。このように、中学生に対し継続してスポーツ・文化の多様な体験機会を提供したいと考えております。

川端議員がおっしゃるとおり、「地域子ども達は学校を含めた地域で育てる」ことが重要であります。今後は国の動向を重視しながら町の実情に合わせて、将来にわたり子ども達がスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に地域の皆さんと

もに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川端議員。

○4番【川端 順君】 ただいま教育次長による答弁ありがとうございました。再問はございません。

現在の松茂中学校の部活動の状況として、部活動数が12部、生徒数の約7割が部活に入部しているということですね、250名。あと、女子バスケットボール部、野球部、陸上部に顧問の教員とともに部活動指導員を入れているということ。文化部のカルチャー教室への参加、イノベーションラボへの参加等、いろいろな活動の状況がよく分かりました。ありがとうございます。

次に、今後の方向性として検討中の1つ目、学校部活動と社会体育の時間を分けてのローテーションシステム、これはスポーツ庁のガイドラインによると、平日2時間程度、学校休業日は3時間程度、週に2日は休日となっていますね。これは野球部に限るとやっぱ2時間というのはグラウンド整備を入れると非常に少なかったということで、社会体育を入れてもらうとやはり指導時間が増えて、それにより教員の負担軽減にもなると思います。そして、専門的な指導を受けることができ、子ども達的能力アップにもつながると思います。これによって町外のクラブチームに入る子ども達の流出を少しでも止めることができたらなと、そう思います。

そして2つ目、スポーツ庁が取り組んでいるマルチスポーツクラブを進化させた松茂町独自のマルチクラブ。子ども達を対象にニーズに応じながら、多様なスポーツ・文化芸術・科学に親しみ、多彩な能力と非認知能力の両方をバランスよく高められるという非常にいいシステムだと思います。また、子ども達の新たな能力の発見にもつながると思います。

それと今申し上げました非認知能力と言えば、松茂町のSTEAM教育でも大変力を入れている分野です。学力テスト等では数値化されない人間的な力のことで、物事に対する考え方、取り組む姿勢、行動、日常生活、社会活動等の能力のことであり、その能力を育てる一つが部活動ではないかなと、私はそう思います。一言で言えば部活動はやはり心を育てるということではないでしょうか。中学校の3年間というのは大人へ移り変わる境界線であり、身体的成熟だけではなく、人間形成から見ても大切な節目であります。

ぜひ部活動を通じて、身体的、精神的にも強くなり、人間力を高め、上下関係を学び、

友達関係をつくり、この中学校3年間、たくさんの思い出をつくってもらいたいです。これから先、部活動の地域移行に対して指導者の選任、そして費用の問題、そのほかいろいろな課題があり大変だと思います。これらの課題を乗り越えて今後もしっかり対応していただき、ぜひ松茂町からいろいろな分野において世界で活躍して輝ける人材を輩出できるよう夢を託しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました7番村田議員にお願いいたします。

村田議員。

○7番【村田 茂君】　　それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。本日のトリになりますが、簡単にさせていただきたいと思います。

それでは本日の質問事項ですが、これは通告してあります熱中症対策としての指定暑熱避難施設についてということでございます。よろしくお願いをいたします。

気候変動適応法は我が国における気候変動への適応策が初めて法的に位置づけられることになった法律であり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携、協力して適応策を推進するための枠組みが整備されたものでございます。環境省が所管の法律であります。具体的には気候変動適応に関する計画の策定や、これらに関する情報の提供、熱中症対策の推進、その他必要な措置を講じることで気候変動適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。

令和5年5月12日には、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が公布され、これにより法の位置づけのなかった熱中症警戒アラート等の熱中症対策について法的裏づけが与えられ、加えて、熱中症特別警戒情報が創設されました。令和6年4月1日には法律が施行され、これに基づき市町村は暑さをしのぐ場所として指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを指定することができるようになりました。指定暑熱避難施設とは、同法に基づき冷房設備を有する等の要件を満たす施設を暑さをしのぐため誰もが利用できる施設として、市町村長が指定した施設のことです。本町も昨年度に松茂町総合会館、松茂町保健相談センター、松茂町立図書館が指定されております。

昨年は全国的な猛暑で、本町においても猛暑日が連続することがありました。昨年、本町で熱中症で亡くなられた方についての確認はしておりませんが、全国的には緊急搬送の件数が増加したと報道されております。電気料金をはじめ物価が高騰しており、経済的に

余裕のない方は節約のためにエアコンがあっても使わないことがあると聞きます。本町は全国ニュースほどの猛暑ではないとはいえ、夏場の気温が上昇しているのは事実であります。

そこで、町民に対しての啓発や実施している対策はどのようなものがありますか。また、誰もが利用できるクーリングシェルターがあれば、小さなお子さんから高齢の方まで全ての世代の生命を守ることもつながりますので、クーリングシェルターに関しての今後の取組にどのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

なお、答弁によって再問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 村田議員ご質問の熱中症対策としての指定暑熱避難施設についてご答弁を申し上げます。

既に村田議員もご指摘のとおり、昨年4月1日に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行され、令和3年度から全国運用してまいりました熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、新たに重大な健康被害が発生するおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報が発表されることとなりました。また、併せて市町村長は熱中症特別警戒情報の発表に備えて、適当な冷房設備を有する等の基準を満たした施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定することができることとされました。これは猛暑にもかかわらず、諸事情から家にクーラーのない方、クーラーを使うことができない方等への措置として開設されるものでございます。

なお、昨年夏には徳島県に熱中症特別警戒アラートが発表されることはありませんでしたが、板野東部消防組合によると、松茂町内で7名の方が熱中症の疑いがあるとして救急搬送されたようでございます。

そこで、議員から町民への啓発と対策についてお尋ねですが、まず、啓発につきましては、熱中症に対する注意喚起について、法改正以前より防災行政無線において啓発を行ってまいりました。また、昨年7月以降には広報まつしげをはじめ、松茂町ホームページでクーリングシェルターの設置について周知をいたしております。昨年夏は記録的猛暑でありましたことから、テレビニュース等でも繰り返し報道され、熱中症啓発は進んでいると考えております。

次に、対策としては、町内3施設、松茂町総合会館、松茂町保健相談センター、松茂町

立図書館をクーリングシェルターとして指定し、昨年夏は熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、いつでも町民の皆様がひと涼みできるよう運用いたしました。この3つの施設は休館日がそれぞれ異なっており、日中であればいずれかの施設で暑さからの避難ができるようにと配慮したものでございます。これらシェルターの確保に加えて、本町では全ての部局で様々な機会を捉えて熱中症への啓発を行うよう取組を進めております。

次に、議員からはクーリングシェルターの今後の取組についてお尋ねであります。

本年も気温の上昇を注視しつつ、クーリングシェルターの開設を行ってまいりますが、現在、これらに加え町民の皆様がもっと気軽に暑さからの休憩ができる場所を確保する取組を行っております。これは民間事業者等の協力の下、例えば、お店の中のちょっとしたスペースを暑さからの一時的な休憩所という形で提供を受けるというものです。本町ではこれをまつしげクールオアシスと名づけ、町内の事業者等に協力を募り、ご参加いただける事業所にはのぼり旗等の標識を配付し、併せて本町のホームページで公表するというものです。現状、可能な限り早期に実施できるよう取り組んでおるところでございます。

今後、クーリングシェルターやまつしげクールオアシスは有効な暑さ対策と考えておりますので、利用者数や利用頻度等、需要について注視しながら運用を進めてまいりたいと考えております。

以上、村田議員ご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 村田議員。

○7番【村田 茂君】 ただいま総務部長の方から詳細な説明なり、答弁がございました。なお、クールオアシスという新しい事業にも着手するというところでございますので、町民はこのことを受けて大変喜んでおると思います。

それで最初に申し上げましたが、気候変動適応は今後数十年、数百年の急激な気候変動に対して、持続的に暮らせるための活動でございますので、町も今後国の方針にいち早く対応して、町民のために取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。これで、一般質問を終了いたします。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第3、議案第32号、「動産の買入れについ

て（軽トイレカー）」を議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

山口危機管理課長。

○危機管理課長【山口高史君】 それでは、議案第32号についてご説明を申し上げます。議案書の54ページをご覧ください。

議案第32号、動産の買入れについて（軽トイレカー）。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり動産の買入れをするため議会の議決を求める。

買入物件、軽トイレカー、2台。

契約の相手方、徳島県徳島市庄町三丁目16番地、喜多機械産業株式会社、代表取締役、喜多真一。

契約の方法、指名競争入札。

買入価格、1,399万9,600円。

納入期限、令和8年3月31日というものでございます。

この契約につきましては、指名競争入札により執行するべく、トイレカーを取り扱う業者3社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。喜多機械産業株式会社、三協商事株式会社、株式会社藤島でございます。

去る5月14日に入札を執行いたしました結果、喜多機械産業株式会社が落札し、同社とは5月19日に仮契約を締結しております。この契約の履行期間は、議会の議決日の翌日から令和8年3月31日までと設定しており、設計金額は消費税込みの金額で1,469万8千円、契約金額が消費税込みの金額で1,399万9,600円でございますので、請負率は95.2%となっております。

詳細については恐れ入りますが、議案参考資料の6ページをお願いいたします。

本町が大規模災害により被災した場合、被災直後から発生するトイレ問題に対応するため、緊急防災・減災事業債を活用し、軽自動車タイプのトイレカーを2台購入いたします。それぞれ装備の異なるトイレカーを購入することで、有事の際には男性用と女性用に分ける配慮が可能となります。平時はイベントや防災訓練でのPRや他の地域で発生いたしました災害支援等に活用するものでございます。

次に、仕様についてご説明をいたします。資料の中ほど2番をご覧ください。

購入する軽トイレカーは2台でそれぞれ仕様が異なります。1台は水洗式の洋式大便器

を1基搭載したもので、もう1台は水洗式の洋式大便器を1基と水洗式小便器を1基搭載したものになります。車両本体の仕様は総排気量660cc、乗車定員2名、4輪駆動のオートマチック車でございます。本車両は糞尿登録車として登録をいたします。共通の仕様といたしましては、貯水タンク70リットル以上、便槽タンク250リットル以上とし、ソーラー発電と充電装置や換気設備、室内照明やトイレ部のエアコンを装備しております。なお、大便器につきましては、温水ウォシュレットや擬音装置を装備しております。

次に、買入れ価格と財源について申し上げます。資料の一番下の3番をご覧ください。

買入れ価格でございますが、軽トイレカーの買入れには登録費用や車検費用等も必要になってまいります。これらの費用も含み、消費税込みで1,399万9,600円となります。財源につきましては、国等の補助金は利用しておりません。一般財源で起債を組ませていただきます。

以上で議案第32号、軽トイレカーの買入れについての詳細説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

議案第32号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから討論に入ります。

議案第32号について討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決いたします。

議案第32号「動産の買入れについて（軽トイレカー）」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「動産の買入れについて（軽トイレカー）」は、原案のとおり可決されました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第4、議案第33号、「動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）」を議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

東條学校教育課長代理。

○学校教育課長代理【東條倫也君】 それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

議案第33号、動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり動産の買入れをするため議会の議決を求める。

買入物件、松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末。

契約の相手方、徳島県徳島市西大工町二丁目5番地1、テルウェル西日本株式会社四国支店徳島営業支店、徳島営業支店長、松本学。

契約の方法、随意契約。

買入価格、4,905万9,439円。

納入期限、令和7年8月29日というものでございます。

この契約につきましては、徳島県の共同調達によるものでございますが、去る5月23日、徳島県が一般競争入札を執行しました結果、テルウェル西日本株式会社四国支店徳島営業支店が落札し、同社と随意契約により5月26日に仮契約を締結しております。この契約の履行期間は、議会の議決日の翌日から令和7年8月29日までと設定しており、契約金額は消費税込みで4,905万9,439円でございます。

詳細については、恐れ入りますが、議案参考資料の7ページをお願いいたします。

国は令和5年11月閣議決定において、「国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」としており、徳島県においても共同調達を行う方針を決めました。そこで、本町も徳島県の共同調達により小中学校の児童生徒用タブレット端末を購入し、更新を行うものでございます。

次に、購入数量について申し上げます。資料の2番をご覧ください。

購入数量は児童生徒数の15%ある予備機を含めた小学校727台と中学校429台、計1,156台となります。

次に、主な仕様内容について申し上げます。資料の3番をご覧ください。

製品名は、ASUS Chromebook CZ11 Flipになります。画面は、11.6型ワイドTFTカラー液晶、質量は、約1.4Kg。OSは、chromeOS、メモリは、4GB、ストレージは、64GB、バッテリー駆動時間は、約14.8時間となっております。主な付属品として、ACアダプターと本体収納可能なタッチペンとなります。

最後に、買入価格及び財源について申し上げます。資料の4番をご覧ください。

買入価格でございますが、初期設定費用も含み、消費税込みで4,905万9,439円となります。財源は、徳島県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用いたします。補助率は、3分の2で、補助金は、3,269万円となります。

以上で、議案第33号、松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末の買入れについての詳細説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

議案第33号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから討論に入ります。

議案第33号について討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決いたします。

議案第33号「動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）」

を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）」については、原案のとおり可決されました。

○議長【佐藤道昭君】 続きます。日程第5、議案第34号、「広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について」を議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

議案書の56ページをご覧ください。

議案第34号、広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり工事委託に関する協定を締結するため議会の議決を求める。

協定の目的、広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事。

契約の方法、随意契約。

協定の金額、1億1,200万円。

協定の相手先、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長、黒田憲司というものでございます。

この工事は広島ポンプ場の耐震・耐津波対策工事を行うもので、令和6年度に着工した工事の続きを施工するものでございます。工事を委託する日本下水道事業団は、日本下水道事業団法の規定に基づき下水道の整備を促進し、地方公共団体を支援するため国土交通省の認可を受けて唯一設立された地方共同法人でございます。日本下水道事業団は地方公共団体からの委託要請により、地方公共団体に代わって工事の発注から監督管理まで一括して行うことができます。さらに広島ポンプ場は同事業団に工事委託して建設された施設であることから、施設や設備について専門的な知識を有しております。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、日本下水道事業団と5月26日に仮協定を締結したものでございます。この工事の工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日としてお

ります。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料の 8 ページをご覧ください。

資料の上段は広島ポンプ場全体の平面図を示しております、その下、中段には、それぞれの施工箇所の写真を載せてございます。令和 7 年度に施工する箇所は黄色で着色した流れ込んだ雨水を強制排水するためのポンプが設置されたポンプ棟でございます。ポンプ棟の雨水が通る地下 1 階、地下 2 階等土木部分を施工いたします。

資料の下段の工事概要でございます。

既存の鉄筋コンクリート構造物の表面から削孔し、せん断補強鉄筋を打ち込む工法や、新たに補強壁を設けたり壁の厚さを増やす等耐震補強を行います。

最後に財源でございますが、国土交通省からの交付金を活用し、その財源といたします。

以上、議案第 3 4 号、広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

議案第 3 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから討論に入ります。

議案第 3 4 号について討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決いたします。

議案第 3 4 号「広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第2、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」及び日程第6、議案第35号、「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」から、日程第12、議案第41号、「令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件、議案7件を一括して議題といたします。

以上、承認1件、議案7件につきましては、各常任委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようなので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件、議案7件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件、議案7件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時49分小休

午前11時50分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 1 号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 2 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 3 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 7 号）（所管分）

議案第 3 5 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 3 6 号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第 3 7 号 松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 9 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する承認 1 件及び議案 4 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 3 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 7 号）（所管分）

議案第 3 9 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

議案第 4 1 号 令和 7 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 1 号）

以上が産業建設常任委員会に付託する承認 1 件及び議案 2 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 3 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 7 号）（所管分）

議案第 3 8 号 松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 9 号 令和 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

議案第 4 0 号 令和 7 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

以上が教育民生常任委員会に付託する承認 1 件及び議案 3 件でございます。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会において、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件、議案7件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場3階、301委員会室でございます。

教育民生常任委員会、6月11日、水曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、6月11日、水曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、6月11日、水曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月7日から6月16日までの10日間は、委員会審査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日から6月16日までの10日間は、休会と決定いたしました。

次回は、6月17日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時55分散会